

IS ガス需給約款

株式会社インソムニア（ガス小売事業者：株式会社サイサン）

制定：2020年5月24日

改定：2020年6月8日

改定：2022年5月1日

目次

第1章	総則	4
第1条	用語および本規約の定義	4
第2条	対象となるお客様	5
第3条	約款の目的および約款の適用	5
第4条	本約款および料金表、その他の供給条件の変更	5
第5条	単位および端数処理	6
第6条	実施細目	6
第2章	使用の申込みおよび契約	6
第7条	需給契約の申込	6
第8条	需給契約の成立	7
第9条	需要場所	7
第10条	需給契約の単位	7
第11条	供給の開始	7
第12条	コンテンツサービスの契約期間	7
第3章	ガス料金の算定および支払い	8
第13条	ガス料金の適用開始の時期	8
第14条	検針日	8
第15条	ガス料金の算定期間	8
第16条	使用量の算定	8
第17条	ガス料金の算定	8
第18条	ガス料金の支払い義務および支払方法	8
第4章	使用および供給	8
第19条	適正契約の保持	8
第20条	適正契約の保持	8
第21条	供給停止	9
第22条	供給停止の解除	9
第23条	供給または使用の制限等	9
第24条	供給の制限等の解除	10
第25条	需要場所への立ち入りによる業務の実施	10
第26条	損害賠償および債務の履行の免責	10
第5章	契約の変更および終了	11
第27条	需給契約の変更	11
第28条	お客様情報の変更	11
第29条	需給契約の廃止	11
第30条	解除等	11
第31条	需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け	12
第32条	需給契約消滅後の関係	12
第33条	当社と本ガス小売事業者の契約終了に伴う契約変更	12
第34条	コンテンツサービスの解約	12
第35条	クーリングオフ	12
第6章	供給方法、ガス工事および工事費の負担	13

第 36 条	供給方法およびガス工事	13
第 37 条	工事費負担金等相当額の申受け等	13
第 7 章	保安	14
第 38 条	供給施設の保安責任	14
第 39 条	周知および調査義務	14
第 40 条	保安に対するお客様の協力	14
第 41 条	お客様の責任	15
第 42 条	供給施設等の検査	15
第 43 条	消費段階におけるガス事故の報告	16
第 8 章	その他	16
第 44 条	営業活動の禁止	16
第 45 条	信用情報の共有	16

第1章 総則

第1条 用語および本規約の定義

1. この IS ガス需給約款（以下、「本約款」といいます。）における用語の意味は次のように定義します。ただし本約款に定めのない用語については、ブロードネットワークス会員規約（以下、「基本規約」といいます。）の定めによります。

- (1) 「当社」とは、株式会社インソムニアを指します。
- (2) 「申込者」および「契約者」とは、基本規約に定める「申込者」および「契約者」をいいます。
- (3) 「お客様」とは、基本規約に定める「お客様」をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、基本規約に定める「本サービス」をいい、IS ガスは「本サービス」の一部を構成するものとします。
- (5) 「需給契約」とは、本約款およびその他の当社とお客様間で合意した内容に基づいて成立するガスの供給に関する契約をいいます。
- (6) 「熱量」とは、摂氏 0 度および圧力 101. 325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。お客様に供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (7) 「標準熱量」とは、(5)により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (8) 「最低熱量」とは、お客様に供給するガスの熱量の最低値をいいます。
- (9) 「圧力」とは、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (10) 「最高圧力」とは、お客様に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (11) 「最低圧力」とは、お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- (12) 「ガス工作物」とは、ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(14)から(23)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）。
- (13) 「供給施設」とは、ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの附属施設をいいます。
- (14) 「本支管」とは、原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次のいずれにも該当する私道に埋設する導管については、将来当該一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除いて本支管として取り扱います。
 - イ. 不特定多数の人および原則として道路構造令第 4 条第 2 項に定める普通自動車の通行が可能であること。
 - ロ. 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすものであること。
 - ハ. 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - ニ. 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
 - ホ. その他、当該一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。
- (15) 「供給管」とは、本支管から分岐して、お客様が所有または占有する土地と道路の境界線（以下、単に「境界線」といいます。）に至るまでの導管をいいます。
- (16) 「内管」とは、供給管の境界線からガス栓までの導管およびその附属施設をいいます。
- (17) 「ガス遮断装置」とは、危急の場合にガスをすみやかに遮断するための装置をいいます。
- (18) 「整圧器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (19) 「昇圧供給装置」とは、ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

- (20) 「ガスメーター」とは、料金算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (21) 「マイコンメーター」とは、マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときにガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (22) 「ガス栓」とは、ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。
- (23) 「メーターガス栓」とは、ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。
- (24) 「ガス機器」とは、ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。
- (25) 「ガス工事」とは、供給施設の設置または変更の工事をいいます。
- (26) 「ガス料金」とは、お客様と当社との需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。
- (27) 「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者をいいます。
- (28) 「当該一般ガス導管事業者」とは、お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者をいいます。
- (29) 「託送約款等」とは、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款その他の供給条件等をいいます。
- (30) 「本ガス小売事業者」とは、お客様に対してガスの小売供給を行うガス小売事業者をいいます。当社自身が本ガス小売事業者となる場合を除き、株式会社サイサン（ガス小売事業者登録番号：A0023）をいいます。

第2条 対象となるお客様

1. 当社は本ガス小売事業者が提供するガスの取次を行っており、このISガス需給約款は、一般ガス導管事業者が維持および運営する供給設備を介してガスの供給を受けるお客様に対して、当社がガスを供給するときの供給条件を定めたものです。なお、ガス料金については、当社が定める「料金表」によります。
2. 基本規約の所定の方法で当社に申込みを行い、当社が利用申込みを承諾したお客様が本サービスの契約の対象となります。
3. お客様の需要場所が当該一般ガス導管事業者の供給区域内であった場合でも、当社は本サービスを提供することを保証しません。
4. 本約款と料金表に抵触する内容がある場合は、料金表の定めが優先するものとします。

第3条 約款の目的および約款の適用

1. 本約款は基本規約の一部を構成するものとします。
2. ISガス料金その他の供給条件の内容に関する書面（料金表を含む。）は、本約款の一部を構成するものとします。
3. 本約款とブロードネットワークス会員規約の間に抵触する条項が存する場合は本約款における定めが優先的に適用されるものとし、本約款に定めのない条項については基本規約の内容が適用されるものとします。
4. お客様がISガスに加えて、本サービスの一部を構成するコンテンツサービスを契約または利用する場合、コンテンツサービス基本契約約款および各コンテンツサービスの個別契約約款の内容が適用されるものとします。

第4条 本約款および料金表、その他の供給条件の変更

1. 当社は、予告なく本約款の全部または一部を変更する場合があります。この場合の料金および供給条件は、変更後の約款および料金表によります。
2. 当社が本約款を変更する場合、基本規約に定める方法により通知を行うものとします。
3. 当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等の変更、燃料費の高騰、ガス小売事業者との契約内容の変更、または法令の制定もしくは改廃により、本約款または料金表を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、本約款を変更することがあります。この場合第2項に定める方法による通知をし、効力発生

時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款または料金表によります。

4. 本約款に記載する供給条件その他の供給条件の変更にもない、第5項に定める場合を除き、供給条件の通知および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行う場合があることについてお客様はあらかじめ承諾するものとします。

イ. 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ. 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項及び効力発生日を記載します。

5. 本約款または料金表に記載する供給条件その他の供給条件の変更が法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更や実質的な変更をとみなさない内容である場合には供給条件の説明および契約締結前の書面交付については説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、お客様はあらかじめ承諾するものといたします。

第5条 単位および端数処理

1. 使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位以下の端数を切り上げます。
2. ガス料金その他の計算における基本料金、従量料金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第6条 実施細目

1. 需給契約の締結に必要な細目的事項は、この需給約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客様との協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客様は、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

第2章 使用の申込みおよび契約

第7条 需給契約の申込

1. お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および料金表（お客様と当社が別途合意した内容がある場合にあっては、その内容を含みます。）を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社指定の様式によって申込みをしていただきます。

- ・お客様の情報
- ・適用を希望するプランおよび料金表
- ・引込地点
- ・需要場所（供給地点特定番号を含む場合があります。また、当社が需要場所の供給地点特定番号を、お客様に通知せずに調査する場合があることをあらかじめ承諾していただきます。）
- ・業種
- ・用途
- ・使用開始希望日
- ・需要場所におけるガス機器
- ・使用期間

2. お客様は、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社または本ガス小売事業者が必要とする場合は、お客様に承諾書等を提出していただくことがあります。

イ. 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ. 需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当社が本ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に提供すること。

ハ、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が本ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

3. 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
4. 需給開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度需給契約のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
5. 契約の需給開始日から1年未満に他の料金プランへの変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾しないことがあります。

第8条 需給契約の成立

1. 申込者は、基本規約の定めに従って需給契約を含む本サービスの申込みを行うものとし、基本規約の定めに従って、申込みに対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立するものとします。
2. お客様が需給契約以外の本サービスの申込みを同時に行った場合、当該本サービスの申込みの全てに対して当社が申込みの承諾を行えない場合には、需給契約についても承諾を行わない又は承諾を取り消す場合があります。
3. 需給契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日が属する月を1か月目として1年間とします。
4. 契約期間満了に先立って、お客様または当社から別段のまたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客様との契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客様は、このことについて、あらかじめ承諾するものといたします。

第9条 需要場所

1. 需要場所は、本ガス小売事業者が供給したガスを契約者が使用する場所をいい、託送約款等に定めるところによるものとします。

第10条 需給契約の単位

1. 当社は、原則として、1需要場所について1料金表を適用して、1需給契約を結びます。

第11条 供給の開始

1. 当社は、当社がお客様からの本契約の申込みを承諾した後に、一般ガス導管事業者がガスの供給を行うために必要となる手続き(当該一般ガス導管事業者に対する託送供給の契約の申込の完了を含む)を完了した日以降であって、お客様と当社との協議を踏まえ、本ガス小売事業者を通じた当該一般ガス導管事業者との協議により供給開始日を定めます。その後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日に本ガス小売事業者によるガスの供給を介します。
2. お申込み以前からガスを使用されている場合は、遡って実際の使用開始日が供給開始日となります。
3. 天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日に本ガス小売事業者によるガスを供給できないことが明らかになった場合は、当社は改めてお客様との協議を行い、本ガス小売事業者を通じた当該一般ガス導管事業者との協議により供給開始日を改めて定め、供給開始日に本ガス小売事業者によるガスの供給を開始するものとします。
4. ガスの供給に必要な一般ガス導管事業者および本ガス小売事業者所定の手続きが完了しない場合や、ガス供給に必要な協議に対するお客様の協力が得られない場合にはガスの供給は開始されません。この場合、当社は契約を取り消すことができるものとし、当社は当該取り消しによる一切の責任を負わないものとします。

第12条 コンテンツサービスの契約期間

1. コンテンツサービスの契約期間は、本サービスの契約が完了した時点から、利用開始日の属する月の翌月末までを契約期間とします。以降、契約者が契約者の権利を保持したまま各月の1日を迎えた時点で、当該の月を契約期間として自動更新するものとします。

2. 前項にも関わらず、基本規約に定める他のサービスに付帯して本サービスを契約した場合、契約期間は当該他のサービスと同一とします。
3. 本サービスの最低契約期間や最低利用期間は、別にコンテンツ個別約款に定める場合を除き設けません。

第3章 ガス料金の算定および支払い

第13条 ガス料金の適用開始の時期

1. ガス料金は、供給開始日から適用いたします。

第14条 検針日

1. 検針日は、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。

第15条 ガス料金の算定期間

1. ガス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、ガスの供給を開始もしくは再開した場合のガス料金の算定期間は、開始日もしくは再開日から直後の検針日の前日までの期間とし、またはガスの供給を停止もしくは需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、直前の検針日から停止日もしくは消滅日の前日までの期間といたします。

第16条 使用量の算定

1. ガス料金の算定期間の使用量は、お客様に係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。なお、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。
2. 当社は、検針の結果を電磁的方法により契約者にお知らせいたします。ただし、お客様が希望される場合で当社が認めたときは、本人確認の上でガスの使用量を口頭で開示する場合や、基本規約に定める利用明細書を発行してお知らせする場合があります。
3. メーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議を踏まえ、本ガス小売事業者を通じた当該一般ガス導管事業者との協議によって定められます。

第17条 ガス料金の算定

1. ガス料金は、料金表に定めるところにより日割計算を行う場合を除き、ガス料金の検針期間を「1月」として算定いたします。
2. ガス料金は、需給契約ごとに料金表のガス料金を適用して、当該料金表に定めるところにより算定いたします。

第18条 ガス料金の支払い義務および支払方法

1. お客様のガス料金の支払義務は、ガスを利用できる状態になった日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
2. お客様のガス料金は、当社が指定する支払期日までに支払っていただきます。
3. お客様のガス料金は、原則として検針・計量日の属する月の末日で締め、翌月に請求を行います。検針・計量日および請求方法によって、請求を行う月が1か月前倒しまたは後ろ倒しになる場合があります。
4. 本サービスの料金等の支払方法や延滞利息は、本規約の定めに従います。

第4章 使用および供給

第19条 適正契約の保持

1. 当社は、需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客様にすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第20条 適正契約の保持

1. 本ガス小売事業者は、料金表に定める熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。
2. 本ガス小売事業者は、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客様と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
3. 第1項に定めるガスの熱量等および第2項により定めた圧力を維持できないことによってお客様が損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときに、当社は、および、それが本ガス小売事業者の責めとならない理由によるものであるときには、本ガス小売事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第21条 供給停止

1. お客様が次のいずれかに該当する場合、当社は、本ガス小売事業者を通じて、お客様に対するガスの供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の定める通知方法によって、供給停止を予告する日と供給停止日との間に5日から15日程度の日数をおいて予告いたします。
 - イ. 支払期日を経過してもなお、ガス料金を支払わない場合。
 - ロ. 基本規約に定める、利用の制限、停止、契約の解除の条件に抵触した場合。
 - ハ. 本約款その他需給契約の定め違反した場合（料金表に定める適用対象となくなった場合を含みます。）

第22条 供給停止の解除

1. 前条の規定により供給を停止した場合において、供給停止の原因となった事実が解消され、かつ、支払期限日が到来した本サービスのすべての料金等が支払われた場合、当社はその事実を確認した後にすみやかに供給を再開します。ただし、供給の再開には、お客様または当社が認めるお客様の代理人の立ち合いが必要な場合があり、当該立ち合いを、供給を再開する条件とする場合があります。
2. 当社は、供給停止の原因となった事実が解消されたことおよび支払期限日が到来した本サービスのすべての料金等が支払われたことを、直ちに確認する義務を負わず、お客様からの連絡を受けて遅滞なく確認するものとします。
3. 第1項による本ガス小売事業者によるガスの供給の再開は、供給停止の原因となった事実が解消されたことおよび支払期限日が到来した本サービスのすべての料金等が支払われたことを当社が確認後、お客様と協議の上で、平日9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に行います。ただし、すべての平日と休日において当社が再開の作業を行えることを保証するものではなく、お客様はこれを事前に承諾するものとします。

第23条 供給または使用の制限等

1. 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、本ガス小売事業者を通じた当該一般ガス導管事業者からの求めに応じて、本ガス小売事業者によるガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客様に使用を制限等していただくことがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、お客様に、その損害を賠償していただきます。なお、制限等は本ガス小売事業者を通じて行うものとします。
 - イ. 当社、本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者の係員が、需要場所は立ち入って行おうとする業務の実施を、正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
 - ロ. お客様がガス工作物を故意または過失により損傷し、または失わせした場合
 - ハ. 第38条（供給施設の保安責任）、第40条（保安に対するお客様の協力）および第41条（お客様の責任）の保安に係る協力または責任の規定に反した場合。
2. 当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客様にガスの使用を制限等していただくことがあります。
 - イ. 第1項のいずれかに該当する場合。
 - ロ. 災害（地震、火災等）、感染症・疫病等その他の不可抗力によりガスの供給が困難となった場合。

- ハ. ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
 - ニ. ガス工作物（ガスメーター等を含みます。）の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ホ. 法令の規定による場合
 - ヘ. ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ト. ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - チ. 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
 - リ. その他、一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - ス. その他、一般ガス導管事業者が定める託送約款またはその他の関連する規定に違反し、一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
3. 本条により当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等し、またはお客様にガスの使用を制限等していただく場合は、その制限等に関する照会は、当該一般ガス導管事業ではなく、当社に申し出ていただきます。

第24条 供給の制限等の解除

1. 前条の規定によって当社又は当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等し、またはお客様に使用を制限等していただいた場合で、お客様がその理由となった事実を解消したことを当社、本ガス小売事業者および当該一般ガス導管事業者の全てが確認できたときは、本ガス小売事業者によるガスの供給を再開いたします。ただし、供給の再開には、お客様または当社が認めるお客様の代理人の立ち合いが必要な場合があり、当該立ち合いを、供給を再開する条件とする場合があります。
2. 当社は、お客様の責めによる制限等に係る費用、および前項に基づく供給の再開に要する費用は、その供給の再開に先立って申し受けるものとし、その申し受けを供給を再開する条件とする場合があります。
3. ガスの供給の再開は、供給停止の原因となった事実が解消されたことを当社が確認後、お客様と協議の上で、平日9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に行います。ただし、すべての平日と休日において当社が再開の作業を行えることを保証するものではなく、お客様はこれを事前に承諾するものとします。

第25条 需要場所への立ち入りによる業務の実施

1. お客様は、一般ガス導管事業者が次の業務を実施するため、または当社もしくは本ガス小売事業者が必要と認める業務を実施するためにお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて承諾するものとし、当該業務の実施に協力するものとします
 - イ. 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
 - ロ. 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
 - ハ. 需給契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
 - ニ. ガスの供給または使用の制限等、停止または再開のための業務
 - ホ. 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
 - ヘ. ガスメーター等の検定期間満了等による取り替えの業務
 - ト. その他保安上必要な業務

第26条 損害賠償および債務の履行の免責

1. 託送約款等に定めるところにより、当該一般ガス導管事業者が託送供給を制限等した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、および、それが本ガス小売事業者の責めとされない理由によるものであるときには、本ガス小売事業者は、お客様の受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
2. 第30条（解除等）によって当社が需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社および本ガ

ス小売事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責を負いません。

3. ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、および、それが本ガス小売事業者の責めとならない理由によるものであるときには、本ガス小売事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
4. お客様の故意または過失によって、当社が当該一般ガス導管事業者または本ガス小売事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客様に支払っていただきます。

第5章 契約の変更および終了

第27条 需給契約の変更

1. お客様が需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望する場合の基準に準ずるものとします。需給契約を変更する場合の契約期間は従前の契約期間とします。ただし、適用を受ける料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として変更を希望した日以降最初に到来する検針日とします。

第28条 お客様情報の変更

1. お客様情報の変更を行う場合には、基本規約の定めに従って届出を行うものとします。

第29条 需給契約の廃止

1. お客様が需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知（以下「廃止通知」といいます。）していただきます。なお、他のガス小売業者にガスの需給契約を切り替える場合、当社に解約通知をすることなく需給契約を廃止することができますが、その場合、当該一般ガス導管事業者から本ガス小売事業者を通じて当社になされる解約期日の通知をもって、廃止通知とみなすものとします。
2. 需給契約は、第 30 条（解除等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅します。
 - イ. 当社がお客様の廃止通知を、廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が廃止されたものとします。
 - ロ. お客様の責めとなる理由により本ガス小売事業者が需給を終了させるための処置ができない場合には、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ハ. 当社との需給契約を廃止し、他のガス小売事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、当該一般ガス導管事業者から本ガス小売事業者を通じて当社に通知された廃止期日に需給契約が消滅するものといたします。
3. 原則として、お客様から通知された廃止期日に、本ガス小売事業者が、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

第30条 解除等

1. 当社は、第 21 条（供給停止）の各号に記載する事由が生じた場合、需給契約を解約することがあります。この場合、当社は、解除を予告する日と解除日との間に 5 日から 15 日程度の日数をおいて予告いたします。
2. お客様が、第 29 条（需給契約の廃止）による通知を行わずにその需要場所から移転される等、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、ガスを使用されていないことが明らかになり、当社が当該需給契約を消滅させる手続きを完了した日に需給契約は消滅するものといたします。
3. 本条第 1 項によって当社が需給契約を解約する場合又は前項によって需給契約が消滅した場合には、当社および本ガス小売事業者は、解約日又は消滅日に本ガス小売事業者によるガスの供給を終了するための処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

第31条 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け

1. お客様が第 29 条（需給契約の廃止）により需給契約を廃止する場合または当社が第 30 条（解除等）により需給契約を解約または消滅する場合には、当社は、需給契約の廃止または解約もしくは消滅に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の消滅日の前日を含むガス料金の算定期間のガス料金の支払期日までに、そのガス料金とあわせて支払っていただきます。

第32条 需給契約消滅後の関係

1. 需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
2. お客様は、当該一般ガス導管事業者が需給契約の消滅後ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

第33条 当社と本ガス小売事業者の契約終了に伴う契約変更

1. 当社とお客様にガスの供給を行っている本ガス小売事業者（本条においては、「旧ガス小売事業者」といいます。）との間の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社または旧ガス小売事業者が指定するガス小売事業者（当社自身がガス小売事業者となった場合、当社自身を含む。）に本ガス小売事業者を変更する場合があります、このことについてお客様はあらかじめ承諾します。変更を行う場合、当社は、あらかじめその旨をお客様に第 4 条（本約款および料金表、その他の供給条件の変更）第 4 項にしたがい、通知および書面の交付を行うものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同様としますが、完全に同一であることは保証しないものとします。
2. 当社自身がガス小売事業者となった場合、本ガス小売事業者を、旧ガス小売事業者から当社に変更する場合があります、このことについてお客様はあらかじめ承諾します。変更を行う場合、当社は、あらかじめその旨をお客様に第 4 条（本約款および料金表、その他の供給条件の変更）第 4 項にしたがい、通知および書面の交付を行うものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同様としますが、完全に同一であることは保証しないものとします。
3. お客様が、前 2 項に定める承諾を撤回し、旧ガス小売事業者から当社への本ガス小売事業者の変更を拒否することを希望する場合、前項の通知において定める期間内に当社に変更を拒否する旨の意思表示を行うものとし、当該意思表示がなされない場合、前 2 項の通りお客様は変更を承諾しているものとみなします。

第34条 コンテンツサービスの解約

1. ガスに付帯してコンテンツサービスを契約した場合、ガスの需給契約が終了した場合、お客様から特に求めを受けた場合を除き、自動的にコンテンツサービスの提供も終了するものとします。ただし、コンテンツサービス以外の IS ガスを除く本サービスをお客様が引き続き契約している場合、自動的にコンテンツサービスの提供は終了しないものとします。
2. コンテンツサービスのその他の契約内容やサービス内容については、基本規約およびコンテンツサービス基本契約約款、契約したコンテンツサービスに合わせて各約款等の内容が適用されます。

第35条 クーリングオフ

1. 本サービスを訪問販売または電話勧誘販売で申し込んだ場合、申込内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて 8 日以内であれば、申込みを撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）することができるものとします。
2. 前項に関わらず、クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げる行為をしたことにより契約者または申込者が誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによってクーリングオフの行使を行わなかった場合には、当社からクーリングオフ妨害の解消の書面が交付された日から起算して 8 日を経過するまでは、クーリングオフを行うことができるものとします。

3. 契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
5. 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
6. 以下に定める場合は、クーリングオフの対象外となります。
 - ・ 通信販売（WEBを介して、または申込者から当社に対して電話を行うこと等によるお申込み）の場合
 - ・ 営業所において申込又は契約を締結して行う取引の場合（キャッチセールス等が行われた場合を除く）
 - ・ お客様がご自宅での取引を請求されて行われた訪問販売の場合
 - ・ お申し込みが営業のため又は営業として行われた場合
 - ・ 代金又は対価の総額が3,000円未満であり、かつ現金取引（口座振替・請求書払い等除く）の場合。
7. 契約者または申込者は、クーリングオフを行う場合、下記の宛先まで必要事項を記入の上で郵送を行うものとします。

【宛先】

〒542-0082

大阪府大阪市中央区島之内1-4-32 ホワイトィ島之内5F

株式会社インソムニア ブロードネットワークス事業部 行

【記載必要事項】

- a. 契約書交付日
- b. ご契約者氏名
- c. ご契約住所
- d. ご連絡先電話番号
- e. クーリングオフを行うサービス名
- f. クーリングオフを行う旨

第6章 供給方法、ガス工事および工事費の負担

第36条 供給方法およびガス工事

1. 当該一般ガス導管事業者は、境界線内において、業務の実施に必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用します。この場合、お客様は、その場所が借地または借家であるときには、あらかじめ当該土地または建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じたとしても、当社、本ガス小売事業者および当該一般ガス導管事業者は責任を負いません。
2. 当該一般ガス導管事業者がお客様のために私道に導管を埋設する場合、お客様は私道所有者等から当該一般ガス導管事業者が私道を使用（導管の埋設、修繕、維持管理、撤去、またはそれらのための当該指導の掘削、復旧等）することにつき、当該一般ガス導管事業者の定める様式により、承諾を得ていただきます。
3. 前項および前々項のほか、当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様が本ガス小売事業者によるガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第37条 工事費負担金等相当額の申受け等

1. 当社が、当該一般ガス導管事業者から、工事費負担金等の請求を本ガス小売事業者を通じて受けた場合、当社は、

当該一般ガス導管事業者の工事着手前に当社が定める支払期日までに、その実費を工事費負担金等相当額としてお客様から申し受けます。この場合の支払方法は基本規約に定める方法によります。

2. 当社が、当該一般ガス導管事業者から、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を本ガス小売事業者を通じて受けた場合、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかにお客様と精算するものといたします。
3. 前項および前々項の清算後、需給開始に至らなかった場合の工事費負担金相当額の申受けおよび精算は、お客様と当該一般ガス導管事業者との間で直接行っていただくことがあります。

第7章 保安

第38条 供給施設の保安責任

1. お客様は次の事項を承諾するものとします。
 - イ. 内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客様の資産となる境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
 - ロ. 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、イの供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
 - ハ. 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客様にお知らせいたします。
- ニ. お客様が当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

第39条 周知および調査義務

1. 当社および本ガス小売事業者は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
2. 当社および本ガス小売事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸し器等のガス機器について、お客様の承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社および本ガス小売事業者は、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
3. 当社および本ガス小売事業者は、前項のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

第40条 保安に対するお客様の協力

1. お客様は基本規約に加えて次の事項を承諾するものといたします。
 - イ. お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
 - ロ. 当社もしくは本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社もしくは本ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、イの場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
 - ハ. お客様は、第38条（供給施設の保安責任）第1項ハおよび第39条（周知および調査義務）第2項のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

- ニ. 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- ホ. お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響をおよぼす施設を設置する場合は、当該一般ガス導管事業者の承諾をさせていただきます。この場合、お客様は、当社に申し出ていただき、当社は本ガス小売事業者を通じて当該一般ガス導管事業者の承諾をえるものとします。
- ヘ. お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- ト. 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じて境界線内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

第41条 お客様の責任

1. お客様は基本規約に加えて次の事項を承諾するものといたします。
 - イ. お客様は、本約款の内容および第 39 条（周知および調査義務）第 1 項により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
 - ロ. お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社および本ガス小売事業者の承諾をさせていただきます。
 - ハ. お客様は、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）はお客様に負担していただきます。
- ニ. お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - a. 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - b. 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - c. 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
 - d. 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - e. 当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。
- ホ. お客様は、お客様の所有または占有するガス工作物に関して、ガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。
 - a. お客様は当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - b. 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は保安業務に協力しなければならないこと。
 - c. 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

第42条 供給施設等の検査

1. お客様は、次の事項を承諾するものとします。
 - イ. お客様は、当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、お客様は、当社に申し出ていただき、当社は本ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に検査を請求するものとします。検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計

量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担いたします。

- ロ. 当社は、当該一般ガス導管事業者がイに規定する検査を行なった場合には、その結果を当社が本ガス小売事業者を通じて受け取り次第すみやかにお客様にお知らせいたします。
- ハ. お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様に負担していただきます。
- ニ. 当該一般ガス導管事業者は、ハに規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客様にお知らせいたします。
- ホ. お客様は、当該一般ガス導管事業者がイおよびハにより検査を行なう場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

第43条 消費段階におけるガス事故の報告

- 1. お客様は、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を、当社、本ガス小売事業者および当該一般ガス事業者が必要と判断した相手へ提供することについて承諾するものといたします。

第8章 その他

第44条 営業活動の禁止

- 1. 需給契約は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

第45条 信用情報の共有

- 1. 当社は、お客様が第 21 条（供給停止）に該当した場合には、需給契約に係る名義、需要場所およびガス料金の支払い等について、一般ガス導管事業者およびガス小売事業者等に提供することがあります。